

【参考:所得額計算表】

所得額の計算は山口県不妊治療(人工授精)費助成事業を準用

- 1 **所得額(A)**を、夫婦それぞれの欄に記入する。
- 2 控除額を夫婦それぞれの欄に記入し、**控除の合計額(B)**を記入する。
- 3 **所得額(A)**から**控除の合計額(B)**を引いて対象所得額を算出する。

摘要		記入上の注意	夫	妻
所得額	所得額(A)	課税証明書の「合計所得金額」を記入 「課税標準額」ではありません。		
控除額	① 控除額	所得がある場合は「8万」を記入		
	② 雑損控除	実額		
	③ 医療費控除	実額		
	④ 小規模企業共済等掛金控除	実額		
	⑤ 障害者控除(普通)	該当人数×27万		
	⑥ 障害者控除(特別)	該当人数×40万		
	⑦ 勤労学生控除	該当すれば27万		
	控除の合計額(B)	①～⑦の合計額		
対象所得額(A)－(B)		0円以下になる場合は0を記入		

夫婦の所得額の合計が730万円未満か、730万円以上かで、申請に必要な書類が異なります。

●730万円未満の場合

山口県による助成が受けられますので、県の様式を使用してください。

●730万円以上の場合

山口県による助成は受けられませんが、周南市独自の助成を受けられますので、市の様式を使用してください。